

**国民生活審議会消費者政策部会
第18回自主行動基準検討委員会**

平成 14 年 12 月 9 日

内閣府国民生活局

国民生活審議会消費者政策部会第18回自主行動基準検討委員会

平成14年12月9日(月) 15:00~17:20

永田町合同庁舎 第4共用会議室

議事次第

- 1 開 会
- 2 「消費者に信頼される事業者となるために - 自主行動基準の指針 - 」
最終報告(案)について
- 3 その他
- 4 閉 会

配布資料

- ・ 「消費者に信頼される事業者となるために - 自主行動基準の指針 - 」
最終報告(案)
- ・ 自主行動基準の指針<最終案>についての意見(吉岡委員)

国民生活審議会消費者政策部会自主行動基準検討委員会委員名簿

委員長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	池田耕一	松下電器産業株式会社法務本部企業倫理室長
	稲岡稔	株式会社イトーヨーカ堂常務取締役総務本部長
	川本敏	国民生活センター理事
	澤藤統一郎	弁護士
	高巖	麗澤大学国際経済学部教授
	滝川敏明	関西大学法学部教授
	田中宏司	立教大学大学院経済学研究科教授
	ミッシェル タン	帝塚山大学法政策学部助教授
	鍋嶋詢三	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	南条俊二	読売新聞論説副委員長
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	坂東俊矢	京都学園大学法学部教授
	宮部義一	日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
	山本豊	上智大学法学部教授
	山本隆司	東京大学大学院法学政治学研究科助教授
	吉岡初子	主婦連合会事務局長

以上17名

国民生活審議会消費者政策部会第18回自主行動基準検討委員会出席者

委員長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	池田耕一	松下電器産業株式会社法務本部企業倫理室長
	稲岡稔	株式会社イトーヨーカ堂常務取締役総務本部長
	川本敏	国民生活センター理事
	澤藤統一郎	弁護士
	田中宏司	立教大学大学院経済学研究科教授
	ミッシェル タン	帝塚山大学法政策学部助教授
	鍋嶋詢三	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	南条俊二	読売新聞論説副委員長
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	坂東俊矢	京都学園大学法学部教授
	宮部義一	日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
	山本隆司	東京大学大学院法学政治学研究科助教授
	吉岡初子	主婦連合会事務局長

以上14名

〔 松本委員長 〕ただいまから、国民生活審議会消費者政策部会第18回自主行動基準検討委員会を開催いたします。

大変天候の悪い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、最終報告案についてご議論いただいた上で、委員会として最終決定をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では、事務局より説明をお願いします。

〔 中村消費者企画課長 〕それではご説明いたします。資料としましては、最終報告（案）、吉岡委員から文書でいただいておりますコメントの2種類をお配りさせていただいております。それでは、最終報告（案）につきまして、前回からの変更点を中心に大きなところをポイントを絞ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、「メッセージ」でございますけれども、いくつかございますが、1つは2.のところで、言い回しですけれども、「不正を内部で隠すことが困難な時代」といったような表現がありましたけれども、その部分を「許されないことであり、また可能でもない」というような形で修正をいたしております。

それから、3.でございますが、2行目のあたり、「コンプライアンス経営」ということを言うべきであるというご議論がございましたので、そのことを挿入いたしました。

細かいところ、いろいろございますけれども、大きなところではそんなところがございます。

それから、目次をご覧いただきたいと思うのですが、全体の構成の立て方でございますけれども、前回、「自主行動基準の指針」という部分と後ろの方にあります「自主行動基準の策定促進と実効性確保」という部分をどう括るかという議論がございまして、前回はかぎ括弧で囲ってありまして、若干わかりにくいのではないかとご議論がございましたので、ここでは「 . 自主行動基準の指針」というふうに括って、中身を1. 2. 3. と括りまして、その後、「 . 自主行動基準の策定促進と実効性確保」というように整理をいたしております。

それから、「自主行動基準の策定促進と実効性確保」のところでございますけれども、目次を見ていただきますとわかりますが、前は、「1. 事業者における取組みの促進」となっていた後に、「2. 自主行動基準の評価」というのがあり、「3. 消費者政策上の自主行動基準の位置付け」となって、「4. その他」となっておりましたが、中身を少し整理をいたしまして、まとめて「2. 自主行動基準の実効性確保」としまして、中身をその評価の話、リンクの話、ADRの話というように、全体の項の立て方の整理をいたしまし

た。

それから、1ページ「はじめに」でございますけれども、細かい文言は別といたしまして、真ん中のパラグラフの最後の方に、「第三のアプローチと言えるものである。国際的にも～」ということで「共同規制」といった考え方についての記述を追加させていただいております。

2ページ目でございますが、「自主行動基準の指針」の中の「1. 自主行動基準の考え方」ということでございます。

として「自主行動基準とは」というところがございますが、このところの議論の中で、自主行動基準というものの呼び方の中で、自主行動基準の中身の話と体制の話とどう区別するのかという議論がございました。体制を含んで自主行動基準といたり、別に書いたりといったバラツキがあるということで、そのところは区別をしましょうということで前回議論がございましたので、それに合わせまして若干の修正をいたしております。例えば一番頭の「自主行動基準とは」というところですが、2行目に「消費者対応等に関する方針を具体的に文書として明文化したものである」と書いてありますが、以前は、ここに「それを実践するための仕組みを明文化したもの」といった仕組みの話を含めたものとして書いておりましたので、そこは分けて書いております。以下のところも同様にいたしております。

それから3ページの図でございますが、ここについてはいろいろな議論がございましたけれども、1つは、左側の三角形のところから右側に矢印がありますけれども、その矢印の出る場所を若干工夫させていただきましたのと、それから前の絵では自主行動基準の下に「消費者対応に関する自主行動基準」という箱がございまして、かなり長くいろいろ書いてありましたけれども、1つは、この文章を読んでいきますと、基本的に自主行動基準の位置付けというのはあるのですが、消費者の話というのは後ろの方で出てきますので、いきなりここに消費者の絵がかいてあると若干わかりにくいということと、それから中身についても全体の自主行動基準の位置付けの話と消費者向けの自主行動基準の話がやや一緒に出てきてしまうということもございまして、ここでは自主行動基準というものが倫理綱領等との関係でどういう位置付けかということをしてできるだけシンプルに示そうという趣旨で、下の方に付いておりましたものはこの絵からは取りまして、後ろの方の説明でご覧いただくというような整理をいたしております。

それ以降、4ページ、5ページは大きな変更はございません。6ページでございますが、「消費者対応に関する自主行動基準の内容及び体制・手続き」ということで、ここで消

消費者対応のところの話が出てきますけれども、1つは、前回の案では、ここに表を付けて、その中で消費者対応に関する自主行動基準に盛り込むことが考えられる事項をいろいろ書いてございました。ただ、それ自身が総論的なもの、体制に当たるもの、内容に当たるもの、それが全部一緒に入っておりまして、あるいは消費者対応に関する部分とちょっとあらゆる自主行動基準に共通するようなもの、いろんなものがやや渾然一体となっていたこともございまして、ここでは表は削除をいたしまして文章で説明をするという形にいたしております。文章の中で望ましい項目例として ～ を掲げるという整理をいたしました。

それから、のところの3つ目のパラグラフで「どの項目を」というところがございすけれども、後ろの方にやや詳細なものが別添として付いておりますけれども、この別添の中身についての説明をきちんとしてと。別添か<別紙>かとかいろいろ議論がございましたけれども、前回のときの議論で、別添とはするけれども、その性格について、あくまで企業が自主的にやるものであるということを書きと書くという整理でございましたので、その趣旨でのところの3つ目のパラグラフで、どのような項目をどういうふうにするかは基本的に各企業が考えることが望ましいことであるというようなことを書いてつなぎといたしております。

その最後の方で「別添は」ということで、「自主行動基準の内容及び体制・手続きの例を示したものである」ということで、後ろの別添へのつなぎという形にいたしております。

それから、7ページでございますが、下の方の「法令の上乗せとは」というパラグラフがございすけれども、前回のご議論で、「ミニマムスタンダード」の話も入れるべきだという話がございましたので、その点を追加をさせていただいております。

次に、8ページ、9ページでございますが、ここで消費者と行政の役割が書いてございます。この中で、行政の役割が前の案では非常に簡単だったということで、ここを少し充実させるようにということと、それから、委員のご意見の中でも、今後これを21世紀型の消費者政策の中にきちんと位置付けていくべきであるというご議論もございましたので、そういったことを踏まえまして、この自主行動基準の策定・運用を今後消費者政策の展開の中にきちんと位置付けていくという趣旨のことをここに付け加えさせていただいております。

10ページからが、「2. 自主行動基準策定・運用のための留意点と手順」というところでございますが、この中では、「責任の明確化」というところの頭で、「経営トップが

コンプライアンス経営への～」と書いてございますが、ここは前は「遵法経営」と書いてございましたが、最初にきちんと「コンプライアンス経営」ということを言うべきであるというご議論がございましたので、それを踏まえて「コンプライアンス経営」という書き方をさせていただいております。

それから、12ページ、13ページでございますが、ここでは「(2)効果的な自主行動基準策定の手順」ということで、ステップがステップ1～ステップ7までございませぬけれども、ここについてそれぞれ小見出しを付けるのがわかりやすいというご提案がございましたので、それを踏まえまして、それぞれステップ1～ステップ6まで小見出しを付けさせていただいております。

14ページでございますが、「3.事業者団体による自主行動基準の策定・運用」というくだけでございます。

(1)に意義がございませぬが、ここで考えました1つの点は、自主行動基準といったときに、事業者なり企業が自分でつくる自主行動基準と、どこかに雛型がありまして、それを参考にしながら、しかし、基本的には自主的に自分でつくる自主行動基準、このふたつと、それから、事業者団体が団体としてつくる自主行動基準というものは少し性格が異なりますので、それをきちんと区別をする必要があるということでございましたので、1.2.の方では基本的に個別の企業がつくるもの、あるいは雛型をもとに個別企業がつくるものを対象としておりまして、3.で事業者団体がつくる場合というふうな整理をいたしました。

したがいまして、前回、これまで3.の中に雛型の話も若干混じり込んでおりましたけれども、そこをここからは外しまして、事業者団体による自主行動基準の話に特化をした記述をさせていただいております。

「(2)自主行動基準の策定・運用に当たっての留意点」というところでございませぬが、この中で、上から3行ありまして、「公正な内部の手続きを確保することに留意する必要がある」というところで、これまで前回オーストラリアの例を下に(注)付けておりましたけれども、これについては様々なバリエーションがあるので、なかなかその代表例としてここに書くのもどうかというご意見もありましたので、ここでは(注)を取らせていただいております。

それから、16ページからが「自主行動基準の策定促進と実効性確保」というところでございませぬけれども、16ページ、17ページは特に大きな変更はございませぬ。

18ページでございますけれども、一番上の「(2)法令とのリンク」というところでご

ざいまして、ここはかなり前回ご議論がございました。それで前回の議論の結論によりまして、(2)の一番最後、「排除することも検討する必要がある」というくだりの後に、これまで自主行動基準を公表して、それを裏切ったようなときに不公正な取引方法に当たるといふ考え方を明確にとることが望ましいといったような文言がございましたけれども、そのところは本文から外しまして、下の(注)の6というところに位置付けると。書き方としても現行法令ではこういう解釈があり得るといふ事実を(注)として書くという整理でございましたので、それに沿って(注)6に落として文章を書いてございます。

それから18ページの一番下から「連邦量刑ガイドライン」の話がございまして、19ページの頭から書いてございますが、若干言葉の使い方が不正確だったというご指摘もございまして、例えば一番上の行で、前は「司法の場で連邦法上有罪を受けた～」となっていました。が、「有罪判決」といふことにいたしまして、前は「有罪を受けた組織に対して」となっていました。が、そこを「事業者」といたしております。

それから、今のパラグラフの下から4行目ぐらいに、前は「行政法における罰則」となっていました。が、「行政法における刑罰、不利益処分」云々というふうにご言葉の整理をいたしております。

次の20ページ、21ページでございまして、最後の「おわりに」のところでございますけれども、ここも先ほどともかぶりますが、21世紀型の消費者政策の展開の中に位置付けていくことを強調してもらいたいというご意見がございましたので、「おわりに」の「また」以下に今の趣旨のことを付けさせていただいております。

それから、22ページから 別添 でございますが、ここは前はいきなり1.から始まっておりますけれども、 別添 の位置付けといたしまして、中身の説明が要るだろうということだったので、上の方の、これは中間報告にはいろいろ書いてございましたけれども、この 別添 がどういうものかというのを「以下は」といふことで挿入をさせていただいております。

それから、この 別添 の以下の項目の立て方でございますけれども、内容的に大きな変更はございませんが、整理の仕方といたしまして、その内容の話と体制・手続きの話とを区別をした方がいいという議論がございましたので、この中では、前回は、「(1)総論」、「(2)体制・手続き」、「(3)消費者対応の方針」といふふうに順番に並んでおりましたが、ここでは整理をいたしまして、「1.消費者対応に関する自主行動基準の内容」といたしまして、中身として「総論」と「方針」の話、それとは区別して「2.体制・手続き」といふような立て方の整理をさせていただいております。

それから、同様に先ほどの話にもございましたが、事業者団体がつくる自主行動基準というものと個別企業がつくるものではかなり性格が違うということでございまして、この別添の中にも基本的には個別事業者がつくる場合の自主行動基準のことがいろいろ書いてあるわけですが、中間報告及び前回お示ししました案の中では、事業者団体がつくるものについても書いてございましたので、その部分はここからは整理をいたしまして、混乱がないように整理をいたしております。

細かい点いろいろございますが、大きな点は大体以上でございます。よろしく願いたいします。

〔 松本委員長 〕 ありがとうございます。

それでは、これから皆様のご意見を伺いたいと思います。最後のとりまとめということですので、ご意見を述べられる際は修正箇所をご指摘の上、どのような文言にしたらいいかをご提案いただきたいと思います。澤藤委員どうぞ。

〔 澤藤委員 〕 自主行動基準の基本的な位置付けの問題について発言をさせていただきます。第1ページを見ますと、この位置付けは、「事業者に対する消費者の信頼を取り戻す方策」というふうにされております。これについては全く異論がありません。ぜひ各企業が競って良い自主行動基準をつくっていただきたい、そうは思うわけです。しかし、これが行政の消費者対応あるいは行政の消費者政策の主流であるとか、あるいは中心的な、これからの21世紀にふさわしい政策手法であるというふうに言われると大変違和感を持つわけです。必ずしもそういう合意はできていないと考えます。

具体的には9ページの末4行に、前回なかったものが付け加わりました。これを見ますと、特に末尾の2行ですけれども、「その促進を、今後の消費者政策の中に明確に位置付け、21世紀にふさわしい消費者政策の展開を図っていく必要がある」、これを見ますと、あたかも自主行動基準策定を促進させるという手法が消費者政策の中心的な課題、少なくとも21世紀に最もふさわしい消費者政策だというふうに読める、あるいはそう誤解を与えるような表現になっているのではないかと思います。

これについては、私は反対します。前回と同じように、できればこの4行全部を削除した方がよろしいかと思います。行政の位置付けが何か前の4行では寂しいからというようなことで付け加えるようなことがあってはならないと思います。

21ページの末尾の3行も同様です。前回の会議において重要な議論が行われて、このような合意ができたという記憶はありません。ここは誤解を与えるのでぜひ削除をしていただきたい。

もう一点申し上げます。7ページの法令の上乗せの部分ですけれども、これも「消費者関連法がミニмумスタンダードとして作成される傾向にあることから」と、一見、価値中立的に述べているようですけれども、全体を読みますと、何となく自主行動基準作成あるいはその促進という手法の政策が行われるのであるから消費者関連法はミニмумスタンダードでよいのだ、との傾向を是認をしているようにも読めるところであります。

私は、基本的には自主行動基準が立派なものとしてできることは大変望ましいことだと思いますけれども、それゆえにほかの手法を、少しきつい言葉で言えばネグレクトしてよいとか、ほかの手法が、つまり「消費者保護」のほかの政策手段を軽減、後退してもよいのだということにつながるような表現は避けていただきたい、そういう趣旨で、今の3点、ご意見申し上げます。

〔 宮部委員 〕 「はじめに」のところですが、真ん中より下の方に「第三のアプローチと言えらるものである。国際的にも、ルールを事業者、消費者、行政がともに考え作成していくというアプローチがとられつつあり、共同規制（“co-regulation”）と呼ばれているが、自主行動基準の策定・運用は、このような考え方に沿ったものである」。確かにここでの議論というのは、主催者が生活局でございますから、そういう格好をとっておりますけれども、本来的には自主行動基準、特に、「corporate code of conduct」について、「行政が指導してつくっていくのだ」というような軸は望ましくないと思います。何かがあれば、行政は相談に乗るとというのがせいぜいではないかと思ひます。

それから、3ページの図に掲げている自主行動基準は非常に幅広い自主行動基準ですが、消費者との関連における自主行動基準ということに限定するべきではないかと思ひます。

〔 南条委員 〕 今のお二人の意見に大体賛成なんですけど、まず1ページの、確かに後の方には行政が支えるという、あるいは助けるみたいな感じになっているのだけれども、このど真ん前でもって、いきなり「行政がともに」というのはちょっと自主行動基準というものの考えから見ても若干まずいのではないかと思ひますね。だから「行政がともに」と、ししやり出てくるような感じの表現はやめた方がいいと思ひます。

それから、7ページのミニмумスタンダードの部分なんですけれども、先ほどの方とちょっとニュアンスが違ふかもしれないですけれども、ほかの方もここにいっぱいおられるかもしれませんが、私はずっと消費者関連法の方に関わってきているのですけど、ミニмумスタンダードというのは、はっきり言えばつまらない規制のようなニュアンスが感じられる。この関連法令も繰り返し繰り返し最大限の効果を上げるべく、いろんな形で実際の犯罪の増加傾向とかチェックしながら、ぎりぎり今までもやってきているわけで、こうや

ると、最初から消費者関連法というのは本当に最低限のものしかやらないのだよという、最初からとどめをさすみたいな表現に私は受けとめられるんですね。ですから、この表現は、先ほどのご指摘とは違う側面かもしれませんが、この関連法の方でいろいろ関わってきた者としてはこの表現は若干納得がいかないということがあります。

9ページと最後のところ、これをど真ん中に位置付けて「21世紀」というのは言い過ぎではないかと。カットアウトしないまでも、もうちょっとこれを引き続き政策の中にあれしていく、ちょっと表現、今見つかりませんが、考えた方がいいのではないかと思います。以上です。

〔 鍋嶋委員 〕 3ページの表についてですけれども、これがよくわからないと思います。一番最初の中間報告のところでも、結局消費者に関する自主行動基準ということで進めていったわけですので、ここに書いてある自主行動基準は企業の中すべてを称しているということですので、倫理綱領あるいは経団連の企業憲章と変わらないものであろうという見方ができます。

そうするとこの全体を、この報告書自体が一体何を言いたかったのかということに最後になってしまうのではないかと。企業として見たときに、これを受け取ったときに、これは経団連の行動憲章と同じですね、というふうにはぱっと見て終わってしまう可能性も非常に高い。ですから本来の消費者部門に関するところがこの絵の中から全くなくなっているということは非常に問題だろうというふうに思います。それが1つ。

それから、9ページの今の行政のところですが、この最後の4行もそうですが、こういうことよりも、私は行政のやっていただくことは、特に消費者部門に関してだとすれば、今まで皆さんがおっしゃっている消費者庁とか、そういうところの方向をどうやっていくかということを入れていただいた方が非常にインパクトが出てくるのではないかと思います。以上です。

〔 松本委員長 〕 ほかにご意見ございませんか。今までに何人かの方から削除すべきであるという趣旨のご意見が出ました。また、以前からずっと一貫してやっている議論だと思うのですが、「自主行動基準」という言葉と「消費者対応の自主行動基準」の関係をどう整理するのかということについてのご指摘もありましたが、このあたりにつきまして、どうぞほかの方もご意見をお出しください。

〔 タン委員 〕 簡単に言います。私も鍋嶋さんと同じ考えです。さらに複雑にするつもりはないんですけれども、14ページのオーストラリアのところ、自主行動基準、

「consumer code of conduct」、その言葉も必ずしも自主的な行動基準ばかりではないの

で、そのあたりも言葉を整理、私、この間、確かに「行動規範」という言葉を使った方がいいかもしれないという、消費者向けの行動規範か、とにかく言葉が全部チャンポンになっている感じでもうちょっと言葉を分けて、それぞれについて定義した方がわかりやすいかもしれないですね。以上です。

〔 宮部委員 〕「自主行動基準」という言葉の定義をはっきりさせてから使っていただきたい。3ページの絵のように全部入るのかなという疑問を抱かせたりするのはよくないと思います。

〔 吉岡委員 〕まず最初に申し上げたいのは「21世紀にふさわしい消費者政策の展開」というこの文言については、たしか原委員から、前回、文書が出ていたような記憶がございます。それで今日はまだいらしていないので、そここのところの真意は図り兼ねるのですが、やはり基本的には消費者契約法が施行されているわけですが、それだけでは十分とは言えない。それをカバーしていくものとして、むしろ企業が主体的に自主行動基準をつくって進めていく、それはさらに一歩進んだものとして内容ができてきている、そういうものを期待して自主行動基準を作成するという、そういう立場をとっていたはずだと思うのですね。

それが行政の方策が主流になってしまっただけで困るという澤藤委員のご心配もごもっともだと思うのですが、基本的な考え方としては、消費者政策の中で位置付けられるような内容を持った自主行動基準をつくってほしいという、そういう期待を込めて議論してきたのではないかと思いますので、削除するというところまで考えなくてもいいのではないかと思います。

それから、9ページのところで「今後の消費者政策の中に明確に位置付け」という「明確に位置付け」という言葉は行政が介入するというように読めるという人が多いのであれば、ちょっと表現ぶりを変えればいいのかという気もするのです。今、ちょっとどういう表現がいいか考えていて、まだ文言として整理ができておりませんが、消費者政策の中で位置付けられないと確とした基盤ができないのではないかと、そここのところが私は不安に思うところなんです。その辺を踏まえたと、どなたかがおっしゃった消費者法というもっと大きな枠組みの法律を考える。これは当然考えていかなければいけないと思いますし、将来的には国民生活局ではなくて消費者省あるいは消費者局、そういうものができなければいけないと思うんですけど、これはこの場でははみ出した議論になると思いますから、あえて申し上げません。将来的にはそういうところも含めて自主行動基準がどうあるべきかということを検討していただきたいなと思いました。

〔 川本委員 〕今の点については、吉岡委員がおっしゃったことに基本的に賛成であります。それから、全体的には大分整理されてきてよくなってきていると思うんですけども、3ページの図はいろいろご意見があるのでしょうかけれども、私も前回にもコメントを申し上げましたが、うまく消費者対応の自主行動基準というのがこの中に入れば、それは入った方が、このレポートとしてはいいのかなと思います。そのときに私は消費者との関係だけから、消費者対応に関する自主行動基準の内容が出てくるのではなくて、もちろん消費者との関係が一番濃い部分ですけども、それ以外のここに書いてある従業員の関係とか取引先そういうことも消費者対応に関する自主行動基準に関係あるわけですから、濃淡がわかるような形で関係付けるといようにしないと、ただ消費者との関係だけから出てくるというのであれば誤解を招くので、かえってそういうものは要らないというふうに思います。

それから、別添 なのですけども、別添 は中間報告のときに議論して整理して、こういう形になったのは1つの整理の仕方だと思うんですけど、これはかなり技術的なんですけども、別添 の内容がこれだけでは、中身が目次にもどこにも出てこないのので、何が書いてあるかはこれを全部読まないといけないという形になっているので、この目次のところに、別添 と書いてあって、タイトルだけではなくて、主な項目を入れておいてあげると消費者対応に関する自主行動基準の中身としてはこういうものがあるのだというのわかるわけですし、中間報告のときにはこれが本文に入っていたわけですから、かなり詳しく目次にも出てきて、こういうものか、こういう要素が入れば1つの雛型というのでしょうか、そういうものになるのかということが直ちにわかったのですけれども、今回のレポートでは、ただ1行 別添 になっていて、別添 のところにも目次に当たるものがないということで極めて不親切なのでその点は工夫していただけるといいのかなというふうに思います。

差し当たり、以上です。

〔 田中委員 〕それでは、私の意見を申し上げます。全体の印象としましては、今までの議論を踏まえてよくここまでいろんな意見の相違を踏み越えてまとめていただいた、という形で私は評価したいと思います。二、三気づいた点ですが、ご意見の中に、今、自主行動基準の定義ということがありました。1ページの「はじめに」の改行した2段目のところに、「自主行動基準は、事業者が目指す経営姿勢や消費者対応等に関する方針を具体的に文書として明文化したものであり」とありますので、私はここにある定義で十分ではないかと思うんです。今まで議論がありましたように、消費者だけの対応ということはあ

り得なくて、事業主の基本的な経営姿勢の中に含まれてくるものですから、これはこれで一応の定義ですから、よろしいのではないかと思います。

2点目は、3ページ目の「自主行動基準の位置付け」の図表ですが、この図解はいくら議論してもなかなか決着はつかないのではないかと思います。私は個人的に1つの提案として、今の図を全部活かしまして、それで右の下の方にちょっとあいているところにもう一つ、例えば消費者対応の望ましい項目事例（別添 参照）とかやって、そのところを、上の自主行動基準から矢印で下書いておく。そうすると位置付けは自主行動基準であり、消費者対応の望ましい事例は別添を見ればいいのだな、というふうにわかって、全体像の中に織り込まれているというのは皆さんの意見と合うのではないかと思います。また単純な自主行動基準でなくて、消費者対応を目指しているのだというのも、矢印の下にあれば別添も生きてくるのではないかと思います。

それから3点目は、各委員のご意見のありました「21世紀にふさわしい」云々ですが、この21世紀にふさわしい消費者政策の展開、これを図るということは私は個人として正しい流れではないかと思うのです。ですからどのような表現にするか、皆さんの意見を踏まえて、21世紀にふさわしい消費者政策を展開することが重要ですから、なるべくこの言葉を活かしながら前後を変えていただければと思います。

それから、次の最後の点ですが、吉岡委員がわざわざ書面で公開のことを書かれております。公表されなければ評価できないという形で、この意見も非常によい意見かと思うのですが、どちらかという、私は企業と接触している中立の立場ですが、それを見ますと、一挙に全部公表する必要があると言い切るのは、今は非常に難しく、これを自主行動基準の最終報告の中に入れちゃうとなかなか動きがとれなくなってしまいます。やはり基本方針を示して、なるべくそういう望ましい方向に行ってほしいという流れを示してやるだけで、最終報告としては十分ではないかと考えます。次、これが公開された後でいろいろとまた意見も出てまいりますでしょうし、シンポジウムその他でこういう姿が望ましいのだというところの細かいことは議論すれば十分であって、ご意見のようにすぐ公開する必要があると言い切るのは今の時点ではなかなか難しいのではないかと、というのが私の意見でございます。以上です。

〔 松本委員長 〕 今、田中委員が3ページの図のところ、さらに下に「消費者対応の望ましい例 別添 参照」というのを入れるとおっしゃいましたが、それはどこから矢印が出てくる感じになりますか。

〔 田中委員 〕 右に「自主行動基準」がありますですね。その枠組みの下に矢印をし

て、そのまま全体を受けて、下に「消費者対応の主要項目事例」となります。つまり、上の消費者のところの関係、そこからばかりではないわけですね。上のいろんなステークホルダーの関係で、初めて消費者対応の望ましい項目が出てきますから、上の枠組みを受け下矢印をしてはいかがかと思えます。

〔 松本委員長 〕一番上の消費者との関係を拡大したものが 別添 ではないということをはっきりとすると趣旨ですね。

〔 田中委員 〕はい、そうです。あくまでも上の自主行動基準を活かしまして、その下の方に矢印して、下の方に「望ましい事例」というふうにやってはどうかというのが私の案です。

〔 吉岡委員 〕私が今日お出ししたペーパーについてのご意見だったものですから、ちょっとそのところを弁明というか、させていただきたいと思えます。前回出されたのは、「メッセージ」のところの3.の一番最後のところで「対外的にも公表すべきである」というようになっておまして、その「べき」という言葉が強過ぎるという、そういうご意見があって「望ましい」に文言が変わったのが案として出された、そのように私思えます。しかし、このペーパーでも書きましたけれども、「望ましい」ということになるとかなりトーンダウンになると思えます。せっかく自主行動基準の指針をどうするのだということを検討しながら、非常に甘いものになってしまっていて、それで本当にいいのかなと。少なくとも消費者政策の中の1つの分科会として検討するという立場から言って、余りにも後退し過ぎるという印象を受けました。

それから、もう一つ、1.のところで後半にかけて書きましたけれども、8ページのところで消費者の役割というのがございます。そのところでは、「消費者が公表された自主行動基準に基づいて事業者の経営姿勢の評価を行う」、そういう文言が入っております。ということは、やはり消費者がその事業者の経営方針を理解し、それによって、その会社がどういう姿勢で経営をしていくのかということの評価をしていく。それが企業のレベルを上げていく、あるいは信頼につながると、そういう考え方だと思っております。それが「公表するのが望ましい」ということになると、公表しなくてもいいということになりますので、企業が何を考えているか、消費者には見えなくなる。見えないままで評価しろと言われても評価はできなくなるんですね。

そういうことからいえば、我が社はこういうふうにするということを消費者に宣言することによって評価が上がる、そのところを事業者団体としてもお考えいただきたい。そういう意味で、私は本当は「べきである」というのが一番適していると思うのですけれど

も、前回のときはかなり反対がございましたので、一步譲って、せめて「必要がある」と、そこでもって妥協しようかなという意味合いで訂正していただきたいということを「メッセージ」のところについては申し上げたわけです。

それから、2番目の、これは私がお説明いただいたときのページ数で合っていると思いますけれども、1ページ「はじめに」のところでも、「公表すべきものである」というところを「公表することが望ましい」というように変えているわけです。これについても、「公表することが望ましい」というのは同じ理由で私は反対です。ただ、「望ましい」と書かないとなかなか広がらないというご心配の向きも事業者サイドではあるように思いますので、それで「公表するものである。」と、「べき」という言葉を削除することによって妥協しようかなと、そういう2つの案を出しました。後段につきましても「望ましい」という言葉が随所に見られますのですけれども、その趣旨を踏まえてそこに近い表現にさせていただきたいという意味でペーパーをお出しいたしました。その辺、ご理解いただきたいと思います。

もう一点ありますけれども、もう一点については後で申し上げます。

〔 坂東委員 〕 どのようにいろんな意見をまとめて言うかというのはさっきから悩んでいて、なかなか正直申し上げるとまだまとまっていないところもありますけれども、今回のこの報告書の名宛人が基本的には企業であるということは私もそう思っています。しかし、この報告書を受けて消費者がどれだけそこからインパクトを得るかというのも大変重要な視点であって、そういう意味では、今、吉岡委員のご指摘については私も全く同意見であるということを一応申し上げたいと思います。公表するということがまず基本的なスタートラインであるということです。

それから次に、先ほど来議論もいくつかありましたけれども、いかに消費者がこの仕組みの中に関与していけるかということが伝わるかというのが実はこの報告書を消費者がそれこそ評価していくときのポイントとして大切になってくるだろうと思います。策定・運用の中に、14ページであります、例えば「消費者等の意見が反映される仕組みを導入するなど、公正な内部手続きを確保することに留意する必要がある」というふうに書いてあって、もちろんこれも「事業者団体」というのが主語になっているわけです。ところが消えてしまった例のオーストラリアの例という話が出てまいりますと、例えばそこでは消費者が関与することによって独禁法の議論をいわば超えていける可能性があるという具体的な成果について、消費者の関与の在り方の可能性を論じていた部分があったわけでありまして、だとすると、例えばその部分は、オーストラリアの1つの考え方であるから削除し

てしまってもいいのかという点については、消費者へのインパクトを考えると今でも少しもったいない気がしてなりません。復活できるかどうかについてのご議論はもう十分なさった上だろうとは思いますが、再度その点についてご検討いただけないかということも含めて意見とさせていただきます。

〔 宮部委員 〕 9ページの「21世紀にふさわしい」というところですが、私はこの席上で消費者行政に対して物申しましたのは、あちこちで同じことをやらずに全部統合して欲しいということです。厚生労働省と農林水産省が「自分のやることは向こうとは観点が違います」という顔をしているのでは困るので、全部一緒にして総合的な消費者政策を立ててくださいということをお願いしたのです。その件が全く抜けて「21世紀」へいきなり飛んでいくというのはいかがなものかと思えます。

それから、「今後の消費者政策の中に明確に位置付け」ということでずっと下がつながっていくわけですが、自主行動基準は消費者政策全体の中ではone of themだと思います。消費者のこれからの行動というのは相当大きく変わっていくと思います。今でもまな板、包丁のないうちが相当出てきているわけです。恐らく次の時代というのは、食事はコンビニで買ってすぐ食べるということが主流になるかもしれない。果たして本委員会の上部組織である消費者政策部会では、21世紀の消費者政策の問題を検討しておりますが、21世紀における消費生活のあり方の変化といった基本的な前提の検討を抜きにして、今ある消費者契約法の問題、公開性の問題等々だけをやっていますので、これでいいのかなという疑問をもっております。

この委員会でも、自主行動基準が21世紀の消費者政策における主要なものであるというまとめ方をしますのは、近場にあるものを拾ったという感じがしてなりません。

〔 松本委員長 〕 原委員が来られたので、原委員。

〔 原委員 〕 いろいろあるんですけども、とりあえず2点。前回、欠席をいたしましてペーパーを出させていただきまして、いろいろとご配慮をいただいたようで大変ありがとうございました。

2点なのですが、1つは21世紀の消費者政策というところの位置付け、私も前回ペーパーをお出ししましたということで、今、宮部委員からご発言があったのですが、one of themとか、手近にあったから拾ったとかというお話があったのですが、全くそういうことではなくて、これから、例えば21世紀を考えた場合に、コンビニで、ただ、食品を買うだけというふうになったにしても、消費者対生産者という、そういう構図は基本的には、私はこの何十年間の間に変わるというふうには思っておりません。そういうときに事業者とし

て自らお考えになるのが私は責務だというふうに思っております。ですからぜひこういったことをone of themということではなくて根本の柱として考えていただきたいというふうに思っております。

それから、2つ目は公表のことなんですけれども、前回の訂正をしましたということで、今回のペーパーをメールでいただいたのですけれども、すぐに私もこの公表のところの書きぶりはおかしいということで、吉岡委員と全く同意見でお電話申し上げました。ただ、ここでも議論をするということだったので、この場でということなんです、これまでお二方からお話が出ているとおり、受けている後段が全部こういうものをもとにして消費者側は企業を評価しなさいとか意見を言いなさいというふうに言っているのに、それが全然見えないのでは、論理としても全く成り立っていないというふうに思います。

「公表すべきである」という表現がきついというのが前回出された意見であったとしても、「望ましい」では非常にトーンダウンをしてしまう。「公表」という言葉も、ポスター1枚の掲示でも公表ということに法律上はなりますので、それだったらホームページとかポスター1枚で終わってしまう可能性だってあるわけです。「公表」と「望ましい」というダブルパンチの弱い表現になるのは、全く後段を活かしていないし、これを本当にこれから事業者が責任を持って、これを柱にしてやっていく割には、相変わらず消費者は反射的利益を受ける存在でしか考えられていないというふうに思います。ぜひ、せめて吉岡委員が提案なさっている表現まで書き直していただきたいと思います。とりあえずは、その2点です。

〔 鍋嶋委員 〕今の公表のところなんですけれども、本来、この文章が何かということなので、結局これを書いていることは「自主行動基準」ということなんですけれども、本来もともとはこの自主行動基準、先ほども言いましたけれども、中間報告のときでは消費者に関するということであって、それに関しての公表という話で進んでいたわけですね。いつの間にかこれが自主行動基準というふうにしり変わってきてしまっているのが現状のほうです。しかも、いつの間に今度は消費者部門の何とかというのがなくなってしまった。これを混乱しないようにしていただきたいということです。ですから私は「公表することが望ましい」で十分だと考えております。

〔 南条委員 〕私も似たような考えで、私は別の役所の「消費者優良企業選定会」というのに入っていて、毎年このようなことをインタビューしたり、書類を全部読み上げて、その中から選び出して、さらにインタビューし聴くというのをやっているのですが、そういう経験からいって、自主行動基準なるものは明確に消費者対応に限定したのなら、そ

れはちゃんと資料として出して、大体その程度の企業だったら、全部中身を公表しているんです。ただ、ほかにもいろんな資料を出してもらうわけですが、それはまさに企業の全体の広義で言えば自主行動基準みたいなものになって、すごく細かいマニュアルとか社内のいろいろな細かな、そういう概念規定の不明確なもので、「しなければならぬ」とか「すべきである」だとか「必要がある」と言われちゃうと、それこそ企業側としてはおののいてしまうわけですね。

だから、もしそういうふうな表現にするつもりであれば、公表するものというのは何なのかということももうちょっと明確でないと、これはすごく大事な企業側として、私は企業の方が余り発言されないので、私が企業の代弁みたいのは非常に不本意であります、私はあくまでも有効なものに提言がなっていくという視点で申し上げているのですけれども、そういうことだと思うんですね。

ですから、このままで、今さら細かくは変えないということであれば、こういう表現にとどめておくことが望ましいし、「必要がある」というところまで踏み込むとすれば、もう少し概念規定を明確にしておく必要があると思います。以上です。

〔 澤藤委員 〕今、公表の問題について現在の企業の状態をよく知る方からご報告いただいたわけですが、結局はその程度のことかという評価しかできないわけですね。私はこういうものをつくって公表するのは当然に予想されているというふうに思っておりましたけれども、実は決してそうではない。どんなものをつくるかということも、それから公表するか、しないかも含めて競争市場にさらけ出して消費者に選択をしてくださいよと、こういうレベルなのだということだんだん見えてきたという感じです。率直に言って、消費者サイドから見てあるべき企業水準と現実の企業水準というのは相当な乖離があるのだろうという印象です。もちろん立派な企業もあるのだろうけれども、決して多くの企業はそうではない。

私、この間、この議論の最中に日本信販が立派なコンプライアンス体制を持っているというふうに発表されて、正直感心していた。私たちが問題にしているのは、ああいう立派な企業ではない並以下の企業だというふうに思っていた、その日本信販がああいう逮捕者を出すような実態であった。つまりコンプライアンスと言われるものが、その実態とそれから私たちが消費者サイドへの見せかけとが随分違うのだということを見せつけられたという思いがするわけです。

アウトサイダーの問題も何度も繰り返し出てきました。私はそういう意味からいって、企業のコンプライアンスあるいは自主行動基準に任せて、これで自律的に消費者政策がう

まくいくのだというふうには到底思えない。これを21世紀の消費者政策の中枢の手法として据えるというようなことは私には考えられない。まだそういうレベルには企業は行っていないと言わざるを得ない、私はそう思います。特に、今、規制緩和というような名目で消費者を直接保護するということが何だか悪いことのように言われている、そういう時代に企業の自主的な責任の啓発を通じて消費者行政を行うのだというようなことで、本当に消費者行政ができるのだろうか、消費者政策はそれで十分なのだろうかということを変疑問に思います。

そういう意味では、私はできるだけ「公表はすべきだ」というふうにしてもらいたいと思いますけれども、これを21世紀にふさわしいという書き方には反対で、書きぶりには工夫をしていただく必要があると思います。

繰り返しますが、私はこれが消費者政策、消費者保護行政の中心になるというふうには到底考えられない。その辺を配慮した書きぶりをしていただきたいと思います。

〔原委員〕たびたびで申し訳ありません。2点なのですが、1つは、誤解のないように言いたいと思うんですが、21世紀の消費者政策の中で事業者の責務がこれに取ってかわるということは私もあり得ないと思っています。それは規制緩和後、事業者の責務をどこに置いていくのかという話になるかと思えますけれども、これがあることが変わるというふうには思っておりませんので、そこは本当に誤解がないような書き方を工夫をしていただきたいと思います。当然これは事業者がやるべきことなんですね。ご自分の責務としておやりになっていくべきことだということの位置付けだと私は思っています。

それから、公表のことについてなんですが、確かにいろいろと私の発言の後にまた慎重論のご発言が2つ続いたのですが、今、私グループ活動で、実際に金融機関の調査をしておりますけれども、最初は金融商品販売法の勧誘方針に基づいた形での非常に狭い範囲の抽象的な規定ぶりしか、例えば銀行をやったときには書かれていなかったのですが、徐々に証券から保険へというふうに進んでいるのですが、非常に肉付けを図ってきて具体的になってきていますね。例えば証券だと、75歳以上の人には売らない商品というのはこういうものがあるのだとか、生命保険で言えば不招請勧誘がよく行われる場面ですけれども、何時から何時の間は行きませんと。その間についても、お申し出があれば伺うことはいたしませんというように、かなり工夫をしてそれぞれのところがお書きになってきていて、勧誘方針を離れた形でもご自分たちがこのように努力をしているという部分をどんどん盛り込んで、具体的にそれから非常に膨らんできているというところがあります。こういうところが私は望ましい姿として展開をしていくのだらうというふうに感じて

おりまして、非常に怖がって書いたことでどのように言われるかというのがおありになるのかもしれませんが、私どもからすると、そのように具体化を図って外部に公表していったらっしゃるところは非常に評価をしていて、それが実際としては、そういう場面が出てくることが望まれているのだというふうに思っておりますので、事業者はもっともっと先へ進んでいっているのではないかという感じは持っております。

〔 池田委員 〕企業サイドの発言がないということでありまして、ずっとそれぞれのご発言をお聞きして、それぞれにそれぞれの思いを感じたわけです。ただ、今の切り口としては公開、公開でないというところから見てみますと、全世界的にグローバルな競争をやっている企業は、概ね必然的に公開の方向に、しかもそれは消費者保護だけではなくて、もっと幅広い経営の動きを公開する方向に動いているのは事実です。ただ、企業というのは、大きい、小さいという意味ではなくて、非常にいろんな意味で濃淡があるのだということを実感しております。時代の先端が必ずしもいいとは限りませんが、時代の先端を切りながら走っているところをさらに伸ばしていくのか、あるいは消費者保護という観点も含めて最低限のところを維持するのか、あるいは守るのか、そのあたりの問題が、今回、委員長以下皆さんご認識のとおり、「corporate code of conduct」でいくのか、具体的には消費者保護ということしていくのか、その中に上下、上端と下限があるわけですけど、どうもそこにあるような気がするわけですね。冒頭、委員長から具体的に対案を出せと、こういうことありますから、それを言わなければいけないのでありますけれども、表現ではないのですが、コーポレートな行動基準というものと、それから最低限の消費者保護としての行動基準というところときちんと、かなり区分けはされていると思うのですが、もうちょっと徹底して一貫して区分をしていただくというのが、具体的な表現では一切触れてないのですが、今の私の発言は、そういう方向が1つあるのかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、最低限といいますか、強行法規を守る、これは極めて大事なのですが、私は中間報告の時点は、志を持って新たな社会をどのようにつくっていくのかという論議がかなりあったと思うんですね。これをまとめるときに、少しそのあたりが混在して、その志というところが少し後ろへ下がっているのが委員の一人としての私の責任でもあると思いますけれども、残念であります。残念であると言っても仕方ないので、2つを明確に分けて、さらに徹底して分けていただくということが1つの最終答申に向けての姿かなと思ひまして、そういう提案をさせていただきます。

〔 松本委員長 〕いろいろご意見をお出しいただきましたので、山本委員の話聞いて

から、少し休憩をとりたいと思います。

〔 山本（隆）委員 〕 2つ申し上げます。1つは、今までの議論と少し違う話なんですけど、19ページのところ、先ほどご訂正をいただいたことがあるのですけれども、実は19ページの真ん中の段落の最後の文章というのは、私は予めこれは不明確でよくわからないということを申し上げました。そのときに具体的な案文も出したのですが、それは概ね、要するに各種の行政処分に共通に適用される処分基準を策定する可能性、あるいは行政刑罰の理論と機能とを幅広く行政法全体の中で云々としたらよろしいのではないかというふうなメールを差し上げました。

ただ、恐らくこれは余りにも大きな修正になるということで、今回はそのままお出しになったのではないかと思います。ただ、それでも、特に冒頭の「行政措置の取消しを求める行政不服審査との関係」というのは私は意味が全くわからない。不明確というのではなくて、意味がわからない、不正確なのではないかという気がいたします。ですから最小限の修文を施すとすれば、「行政措置の取消しを求める行政不服審査との関係」というのはカットして、それから「行政法上の罰則の効力」を「効果」にすると。最小限これは必要ではないか。「効力」と申しますと、これは法的な問題のように思われるのですが、ここで言っている「効力」というのは、むしろ事実上行政刑罰がどれだけ働いているかということだと思いますから、むしろ「効果」ということだと思います。それが1点。

それから、もう一つは、今まで議論がいろいろ出てきたことなんですけれども、どういうふうなまとめるのかわかりませんが、要するにコンプライアンス、自主行動基準というものが重要なものではあるけれども、あくまで様々な消費者保護のための手法の1つであるということなんだと思いますので、例えば9ページのところであれば、「消費者利益の増進に重要な役割を果たす手法の1つであることから」、さらに明確にするのであれば、「他の諸手法なり諸施策と並んで、あるいはそれとともに明確に位置付け云々」とすれば、ある程度問題は最小限は解消するのではないかと。したがって、最後の21ページでしょうか、このあたりも今申し上げたような形で変えるというのが1つのやり方かなと思います。

それから、1ページの事業者、消費者、行政がみんな並んでいるのはどうかということなんですけど、様々な消費者保護のいろいろな制度を全部をひっくるめて考えれば、これでもいいのかなと思います。ただ、恐らくこれは自主行動基準の問題だということに何で行政が出てくるのかというご趣旨だと思いますので、そういうことであれば、例えば「事業者、消費者がともに考え、行政が援助し、あるいは支援し作成していく」というような形で、

少し行政の役割を後ろにひっこめた形で書くということをするれば、最小限の修正になるのではないかと思います。以上です。

〔 松本委員長 〕いろいろご提案ありがとうございました。これから5分ほど休憩をいたしまして、少し事務局と修文内容の提案をまとめたいと思います。しばらくお待ちください。

(休 憩)

〔 松本委員長 〕お待たせいたしました。それでは再開をしたいと思います。少し事務局と相談をしまして、今までご議論のあった点について、こういう感じの訂正ではいかがかというところを順次ご提案したいと思います。

まず第1点が、1ページの「はじめに」の第2パラグラフの最後の4行あたりの扱いです。個別の事業者が策定する自主行動基準に行政が関与するというのは少し違和感を与えますので、「国際的にも」の以下を、ここからは削除して、かわりにむしろ事業者団体が事業者団体として策定して運用するというタイプの、これも便宜上「自主行動基準」というふうに呼んでいますけれども、タン委員がおっしゃっているように、相当性格の違ったものですが、それについては、オーストラリア、イギリスなどで実際に事業者団体、行政が一緒になってやっているという実績もあって、「共同規制」というやり方をしていますので、こちらの方に、先ほどの文章を移すという感じで、「共同規制」という表現自体は残すという形にしたら……

〔 南条委員 〕ここへ書き換えて入れるんですか。

〔 松本委員長 〕少し文章は変わりますが、14ページの(1)の最後のところに、今の1ページの部分が引っ越した上で、「自主行動基準の策定・運用は」というのが「事業者団体による自主行動基準の策定・運用は」というふうにすれば、うまく実態とも合っておさまるのではないかと思います。それが第1点です。

それから、第2点が、3ページの図の扱いですが、これは田中委員のご提案に従って、自主行動基準の下の方にさらに矢印で引っ張って、消費者対応の望ましい事例で 別添参照というのをに入れて、その上の消費者との関係というのがゴジックになっていますが、これもゴジックではないようにした上で、消費者対応の部分というのは必ずしも消費者との関係だけに限られる必然性はないということを示したらどうか。

それと関連をいたしまして、公表の問題であります。これはいろんなところに出てまいります。最後の方の池田委員のご提案だったと思うのですが、コーポレートの自主行動基準の話と消費者対応の話に分けたらということとの関係で、2ページで論じております

自主行動基準一般としては、公表が望ましいし、多くの企業はそういう方向に行くだろうということで、これはこのままにしておいて、そして消費者対応に関わる部分、すなわち6ページですが、「消費者対応に関する自主行動基準」、消費者対応に関わる部分についての叙述のところ、 の下から4行目で、「また」ということで、「消費者対応に関する自主行動基準は、実行性を担保するための体制・手続きに裏付けられていることが必要である」とありますが、これの後ぐらいに「消費者対応に関する自主行動基準は、消費者の評価を受けるためには公表することが必要である」というような文言をここに入れて、消費者対応に関しては必要だと。ただ、評価を受けたくないという事業者に対してまで押しつける必要はないと思いますから、「積極的に評価を受けたい事業者にとっては必要だ」というような感じにしたらどうかと思います。

それから、7ページのミニマムスタンダードというのがやはり誤解を招くのではないかとということでしたので、ここを「法令の上乗せとは消費者関連法令に規定がない新たなルールを自主行動基準で定めるような場合である」と、評価の余地がない表現にしたいと思います。

それから次に、9ページの最後の4行が非常に議論になりましたが、ここにつきまして、山本委員のご提案を大体採用して次のような感じではどうかと。最初の2行ぐらいはそのまま、「さらに、自主行動基準の策定・運用は事業の行動を一層消費者志向のものとするを通じ消費者利益の増進に重要な役割を果たす手法の1つであることから、その促進を、今後の消費者政策の中に位置付け」ということで、「明確に」というのを省いて、one of themとしてきちんと位置付け、そして「21世紀にふさわしい」というのが、わずか2年しかたっていないのにおこがましいのではないかとというようなご指摘もあったので、ここは外して、「～展開を図っていく必要がある」というふうにしたらどうかと。すなわち自主行動基準の策定というのが中心政策ではあり得ないわけで、ほかにも様々な施策を多面的に展開していかなければならない。しかし、その中で自主行動基準を促進するということは今までやってなかった新しいことであるので、それをきちんと位置付けて展開をしていくことが重要だという趣旨を明らかにしたい。

それから、19ページの連邦量刑ガイドライン的考え方の一番最後の部分、やはり山本委員が少し文章が意味不明でおかしいとおっしゃった点につきましては、山本委員のメールが事務局の方へうまく届いてないか、紛失したようですので、後ほどまた改めてお送りいただいた上で、間違いのない正しい文章でここを取り替えたいと思います。

〔山本(隆)委員〕前半の修文はそのとおり採用されていますので、多分届いている

と思うんです。

〔 松本委員長 〕あるいは事務局が誤解をしていたのかもしれませんが、もう一度、「行政措置の取消しを求める」以下の部分についての修正案をお送りください。あるいは後で口頭で指示していただければもっと簡単だと思います。

それから、21ページの「おわりに」の一番最後の部分も、先ほどの9ページとの関係で、これのみというニュアンスにならないようにということで、また、「自主行動基準の策定・運用は消費者政策の展開において重要なものであり、消費者政策の中に位置付けていくことが必要である」ということで、必要な重要な1つのものであって、位置付けていく必要があるというふうにしたらどうか。

それから、目次のところですが、川本委員のご提案の 別添 の中の項目、主要な部分についての見出しをつけるということです。

以上、ご議論になりましたところについて、一応様々な意見を考慮いたしまして提案いたします。今の部分について、さらにおかしいというようなご意見ございましたらどうぞ。

〔 南条委員 〕言葉の問題で、恐らくこうはならないと思ったので、21ページのところの「重要な1つのものである」と言われたのですが、ちょっと日本語的にはおかしい。「重要なものの1つ」とした方がいいのではないかと、つまらない話ですけども。

〔 松本委員長 〕そこは私が勝手に言ったわけで、文章表現としては、このまま、「21世紀にふさわしい」という部分だけをカットして、「策定・運用は消費者政策の展開において重要なものであり、消費者政策の中で位置付けていくことが必要である」という文言です。

〔 吉岡委員 〕すいません、「21世紀にふさわしい」というところで、そこをカットするというのは議論の中でそういうご意向がかなり出ていたということはわかるのですが、国民生活審議会の消費者政策部会の基本的な考え方、それは21世紀の消費者政策の在り方だと思うんですね。その辺から言うと、自主行動基準が少し理想を下げたのかなという印象を受けます、ということをお知らせします。

それから、最初に私、「メッセージ」のところと「はじめに」のところでもって「望ましい」という表現の仕方がトーンダウンではないかということをお知らせしたのですが、これについては委員長と事務局の間では問題にならなかったんですか。

〔 松本委員長 〕基本的に自主行動基準ですから、法律で義務付ければ自主ではなくなるわけです。公表だけを義務付けて中身はご自由にというのが金融商品販売法ですが、そういう手法もありますし、さらに中身まで義務付ければ行政規制そのものになります。こ

この自主行動基準は、法令の根拠のないものですから自主以外ではあり得ないわけです。しかも中身が上乘せ、横だしに限定されたプラスアルファ的なものではなくて、連邦量刑ガイドライン的何とかかんとかというのは強制法規の遵守の話ですから、守るべき内容は明らかであって、公表する、しないに関わらないことです。そういう意味で、ここで言う自主行動基準が法令の上乗せ的なイメージすなわち、プラスアルファの部分についての対消費者向けのアピールと、それから守らなければならない法令を守るために自主的に経営内部でどのような取組みをしますかという強制法規のコンプライアンスの話と、これが両方「自主行動基準」という名前の下で括られて議論をしてきて、議論のときにはどちらを主として念頭に置いているという違いはあると思うんですが、どちらかを排除するというのではないものとして、この報告書はつくられております。

そういう意味で、社会に対して積極的に事業者がそれを公表することによって、社会からの評価を得て競争力として使ってもらうことを促進しようというのがこの報告書のねらいであって、社会から評価を受けたくないという事業者に対して、評価を受けることを義務づけるというのは、もう一つ、次の施策としてとらなければならないのではないかと。だから自発性に依拠しながら、しかしよい方向にやっっていこうという点で非常にもろいと言えばもろいものだろうとは思いますが、それをさらにより強固にするための仕組みがいろいろ考えられていて、社会的責任投資だとか、あるいは評価、格付けだとかというものもありますから、積極的な評価を得たい事業者は当然に公表するだろうという前提で、一般的には望ましいと。ただ、消費者から評価を得たい事業者にとってはそれは必要であると、これは当然の話、トートロジーと言えばトートロジーですけれども、そういう形で落ち着いたらどうかという提案なのであります。

〔 吉岡委員 〕委員長として、松本先生、大変苦しいご答弁なさっているの、それをさらにとというのは、大変私も心苦しいのですけれども、ここで言っているのは「メッセージ」なんですね。「メッセージ」が法文そのものではないということは当然のことだと思っておりますけれども、少なくとも「メッセージ」で言うからには、本来は「べきである」と言うべきだと。「べき」、「べき」と言っちゃ悪いんですけど、私はそう思うんですね。

そういうことから言って、ここの報告書に出ている全部の文言を変えろとまでは、あえて書かなかったわけですけれども、少なくとも「メッセージ」と「はじめに」、そのところ2カ所ぐらいは最低限修正していただきたいと思っております。恐らくこのぐらいのことは合意が得られると思ったのですけれども、先ほど澤藤委員がおっしゃったように、今の日本の企業のレベルはその程度というふうに理解せざるを得ないと思っておりますけれども、それ

でよろしいのでしょうか。実際に不祥事が随分起きておりますし、いわゆる一流企業と言われる企業が不祥事を起こしている、そういう現状からいえば、その程度なのかもしれないと思いますが、私は理想は高く持つべきだと思います。

〔 松本委員長 〕 余り私の個人の意見を言わない方がいいのですが、先ほど言いましたように不祥事件との関係で言いますと、まさに強制法規のコンプライアンスの話になってくるわけで、これは公表する、しないの問題よりもむしろ強制法規を守るためのコンプライアンス経営をやってくださいという話の方が私は重要だと思うんですね。そういう意味で、コンプライアンス経営をやるべきであると。各事業者が内部できちんとしたシステムをつくって、あるいは守るべき事項をリストアップして点検をしてやっていくべきであると。これはまさに「べき」でよろしいと思うんですが、公表の話は恐らく次の段階ではないかなと。各事業者がきちんとした体制をとって、それを実践しているというのがまず第一で、次のステップが恐らく公表の話だろうと。中身をちゃんとやってないのに公表しても、それがいわば社会の信頼を裏切るだけでしょうから、やることがまず第一で、さらに公表という形で、それを強化してもらって競争力に近づけるということになるのではないかな。それで事業者がきちんとしているかどうかを消費者が直に自主行動基準が公表されたことですべてチェック可能かということ、これは必ずしもそうではないでしょうから、事業者が本当に自分たちの決めた自主行動基準をきちん実践して、それを実現できる体制をとっているかどうかについては、むしろ第三者評価のような形でチェックする機関があって、そこがこの事業者は自分の決めたことをきちん実践する体制をとって、社内もちゃんとしています、トップの意識もちゃんとしていますというようなことを評価をして、それを社会に公表するというやり方もあると思います。評価の仕方としては様々なものがあるだろうし、自主行動基準の使い方としても、消費者に評価をしてもらうだけにしか使えないものではなくて、自分が自分のやっていることを点検するものとして使うというファーストパーティー、第一者評価と言われているもの。

それから第三者評価、セカンドパーティーによる評価として取引先とか消費者からというのもあれば、サードパーティーという第三者によって自主行動基準を満たしているかどうかを評価してもらうというのもあり得るわけで、そのような多様な評価の中の1つとして、直接消費者が評価をするとか、投資家が環境報告書だとか社会報告書とかを見て評価をするというのもあるというふうになるのではないかと考えております。

〔 原委員 〕 なかなか「べき」という言葉が入らず「望ましい」という言葉が取りにくいということですが、妥協案みたいなんですけれど、「対外的に」ということと「公表」

というのは同じですから、「対外的」を取ってしまって「積極的に」というふうな言葉に置き換えて、「積極的に公表していくことが望ましい」か、「望ましい」という言葉にどうしてもこだわられるのだったら、もう少し積極性が出る表現を入れて、少なくとも「対外的に」と「公表」は同じことを言っているわけですから、言葉を置き換える。

それから、2ページのところの一番最初のセンテンスのところ、なぜ公表するのかということが書いてあるのですが、この「公表されることが望ましく」を受けているのは、明確に消費者に伝える、利害関係者に伝えることが可能になるということと、評価を受けることでここでとどまっているのですけれども、もっと私たちが望んでいることは、こうということが信頼性の確保につながるのだということをお願いしたいわけですので、もうワンステップ上げて、なぜ公表すべきなのかというところを最後はそういうことを通じて信頼性の確保につながるのだという一文を入れるという提案をしたいと思います。

それで、また一番最初の「メッセージ」に戻って、「望ましい」という結語がいいのかどうかはまだ議論としては残るかなというふうに思いますが。

〔 稲岡委員 〕日本の産業人は、私は別に日本の産業人を代表する立場にはございませんですけれども、日本の産業人はすべて非常に強い危機感を持っております。国内では様々な企業不祥事が発生し、アメリカではいわば制度的とも言えるような企業不祥事が発生し、ヨーロッパではEU統合の中で様々な社会的なフリクションが生じております。私たちは寝ても覚めても自分たちの責任、消費者に対する責任をどういうふうに果たしていくべきだろうかということを考えております。それをステークホルダーに発信し続けていきたいと考えております。

したがって、委員長がおまとめになったようなお考えで、どの企業も志高く、前へ進んでいくと私は考えております。ありがとうございます。

〔 田中委員 〕今、委員長がいろいろとご説明いただきましたところで、基本的な流れはよろしいかと思しますので、私は、今後の調整は委員長に一任したいと思います。そのとき、1つご参考に、今の吉岡委員その他のご意見がありましたので、まだ全部は公開されておられません、雪印乳業の企業倫理委員会の委員として、今いろいろと貢献しております。その中でも自主行動基準、いわゆる行動基準を全面的に書き直しております。ここで議論されているのを踏まえて現に倫理室長がちゃんと来ておりまして、ちゃんとフォローアップしながらやっております。

そういう消費者から非常に厳しい批判を受けた企業は、企業倫理委員会の中にも外部の目が入っていますから、当然議論の中で、社内の人たちも公開するというのを前提に議論

が進むんです。それだけに消費者の信頼を得ようとする意欲がありますから、おのずからそういう方向で初めからそれを意識してどんどんつくろうとする意識が芽生えておりますのでやりやすいのです。そうでない企業の場合には、なかなかそこまで一足飛びには行けないんです。この方向を示しただけでも、私はすごい進歩だと思うんですね。

今の委員長のお話ですと、自主行動基準のところの最後の、消費者対応というのを分けて、消費者対応はもっと必要があるというようにきちんと言っていますから、私は個人的にそれで企業の流れとしては、言ってみればついていける状況ではないかと思います。

〔 鍋嶋委員 〕私も委員長のお話で結構だと思います。本来、消費者部門については公表するという話で進んでいましたのでそれで結構ですし、自主行動基準については公表するならばそれでもよし、それをしないならば、それを消費者が評価して0点付けるなら0点付けてもよしという形になる。それがリーズナブルではないかなというふうに思っております。

あと一つ、いいですか。話がちょっと違う。今のお話でも、3ページのところで、絵が結局1つ増えたという話で、自主行動基準の下に消費者対応の別添ということになったということに関して、その続きの話になるのですけれども、別添の方の28ページの「体制・手続き」の話が私はどうしてもひっかかるんですね。この28ページにある「体制・手続き」は、消費者対応に関する自主行動基準のことに関してというふうに書いてあるのですけれども、この話は、28ページ、29ページ、30ページに関わる場所は、これはもとに戻ると、自主行動基準全体の話になるんです。その体制があって、その体制の中の消費者部門の、消費者対応に関する自主行動基準ということですから、ここに重ねて書くところはないんですね。何をやればいいのか、例えば私なんかは消費者対応にずっといますけれども、消費者対応の人間がこれを見たら、一体何をやればいいのか。これはその上にある自主行動基準に関わる話であって、当然それは消費者対応のことにも関わってくるのですけど、それが自然なわけです。

ですから、ここに改めて書かれるとどうすればいいのかという話になる。これは、私も社内でも聞かれ、あるいは消費者対応の部分で聞かれると答えようがないんですね。これはどういうふうに考えた方がいいか。前にもお伝えしたのですが、これがいまだに解決がついてないと私は思います。

〔 松本委員長 〕今の鍋嶋委員の2つ目の方の、28ページ以下の部分の扱いですが、これはたしか前か前の前だかに、自主行動基準ということの中に運営の体制も含めるかどうかという議論をしたときに自主行動基準からはそれを外すという、自主行動基準というの

は何々をしますという、いわゆるルールの部分に限定して使うというようなことになったと思います。それを実現していくための体制とか教育システムは自主行動基準そのものではないという扱いにしたと思います。

したがって、22ページでは、1.で「消費者対応に関する自主行動基準の内容」であって、28ページの2.以下は「体制・手続き」ということですから、自主行動基準そのものではないことが、28ページ以下にまだ入っていて、しかし、この中身を見ていきますと、何々をする項目であるというようなことが書かれていて、自主行動基準の中に含まれるべき、つまり消費者対応との関係で公表が必要とされることの自主行動基準の中身であるかのようなニュアンスがちょっと残っているというようなところもあって少し混乱しているというのは確かに事実だと思います。

1つの案としては、1.の部分は「消費者対応に関する自主行動基準の内容の例」という形で本文とつないで、この体制・手続きの部分はさらにもう一つ、別添2 かなんかにして切り離すという……。

〔 鍋嶋委員 〕私は今のおっしゃることでもいいと思うんです。別添 は1と付けるか、このままでもよくて、一番最後の「消費者対応に関する自主行動基準の内容」で切って、それで、28ページの下から3行目までにして、29ページの頭に、今度は自主行動基準の体制・手続きの事例とかやり方とかという形でこっちを付けると。そのように消費者対応に関するものと外していただければ、これは両方とも 別添 でやってもいいかなという案が1つあります。

〔 松本委員長 〕別添1 と 別添2 ということで分けて、そこをクリアーにするということにしたいと思います。

〔 川本委員 〕今の点の整理、もしそうであるとするちょっと変であって、28ページの体制整備というのが、消費者対応だけではなくて全体に関わるのであれば、前の方のしかるべきところにもう一回入れないと論理の一貫性がないと思うんですよ。自主行動基準そのものでなくて、「自主行動基準の運用のための留意点と手順」というのがあって、留意点とかいろいろ書いてある、教育研修もあつたんですけど、それときちんと整理しないとかえってわかりにくくなってくると思います。ただ、別添2 にすればいいというのでなくて、全体の整合性がないと美しくないと思います。せっかく良いものにするように努力しているのですから、さらに工夫して欲しいと思います。

〔 松本委員長 〕消費者対応の自主行動基準の具体例という話は、これは28ページまでなんです。29ページ、30ページは、消費者対応に限定しないところの自主行動基準、当然

そこには消費者対応部分も入ってくるのですが、それを実際に策定したり運用するのにどのようにすべきかという話と、それを具体的にその策定・運用の枠組みを文書化するときにはこういう事柄を明らかにしなさい。それは当然公表が前提になっているのでしようけれども、これはもともと自主行動基準ということの中にルールと、そのルールを実践するための体制をととも含めて考えていた時期があったから、こういう項目も同じような雰囲気が入っていたところがあります。それをはっきり分けることにしたわけですから、自主行動基準の例として、後ろ部分が入ってくるのは、恐らく言葉上の矛盾が出てくるわけで、6ページの最後のところで、「消費者対応に関する自主行動基準の内容及び体制・手続きの例を示したものである」、「体制・手続きの例を示したもの」という言い方が何を言っているのかよくわからなくなってくるんですね。

これはそれを文書化する場合にこういうのが可能ですよということですから、体制・手続きはむしろ本文の方で、様々に10ページから議論されていることなんですね。これを文書化して対外的に公表するときには、こういうような事柄をきちんと書いた方がいいですよという意味の例なので、もともと少し性格の混同したものが入っているかと思います。

〔 澤藤委員 〕今のテーマはお任せできることだと思いますので、ぜひよろしく整理をしてください。吉岡さんからご提案の公表の点ですけれども、これは松本先生から、ああいうふうに説得をされますと、なるほど、そうかなとも思ってしまいそうなんですけれども、前は「べきである」というふうに明記してありました。私は吉岡さんがおっしゃるメッセージ性ということを重視して、吉岡さんの意見を支持します。ただ、これで最後までこだわって成案ができないということではやはり困ると思いますので、私は少数であれば、それはやむを得ないこととして、あとは委員長にお任せしたいと思います。ただ、私は「べきである」に賛成したと、ぜひ残しておいてください。

〔 松本委員長 〕ほかに、特にご意見ございますか。吉岡委員どうぞ。

〔 吉岡委員 〕「望ましい」と「べきである」というところは、私は「べきである」ということを最初から主張しておりまして、妥協案はお出ししたんですけれども、そういう意見だったということはきちんと記録にとどめていただかないと私は納得できない。今日は5時までというのを10分過ぎておりますし、何か時間がないというのは都合がいいような場合もあるんですね。本当に残念だと思いますけれども、そのことについては、こだわっておりますけれど、ここではそれ以上の意見は申し上げません。

もう一つ、私が気になっておりますのが、今日配布されたのだと、事業者団体ですから、1ページずれたぐらいのところになって、16ページぐらいになるのでしょうか。ただ、そ

こに入れていいかわからないのですけれども、大分前から議論がありまして、事業者団体がつくった自主行動基準の中に自主行動基準に違反した場合の企業名の公表の問題が議論されていたと思うんですね。それで公表することは独禁法上問題があるのかどうか、そういうような議論があったと思うんですね。私はやはり事業者団体が自主行動基準を参加事業者にできるだけ守っていただく、それだけの力をつけるためには公表というような手段が必要だと思うんですね。それで何か十分な議論をできないまま、ちょっとそのまま置かれていて、独禁法云々というのが、私が読んだ範囲では書いていなかったような気がするんです。

ただ、自主行動基準の場合には実名公表等が独禁法上問題とすることがないように積極的に推進していくことが必要なのだといいことを、少なくともこの会議での意見としては入れていただきたい。実際問題としては、公正取引委員会との調整等も考えなければいけないでしょうから、この委員会でもって決めたことを、あるいは決めなければいけないということが非常に難しいかもしれませんが、少なくともそういうことを配慮して、自主行動基準が浸透していく、そういう考え方をぜひ入れていただきたいと思います。

〔 松本委員長 〕今の点でご意見ございませんか。事業者団体の自主行動基準は、実は非常に重要な課題であって、こういう1ページや2ページで論じるのはむしろ暴論なぐらいのものなんです。今回のこの委員会では、個別事業者のものと事業者団体のものを最初区別しないで議論をしてきており、中間報告がまさにそうになっておりまして、その流れの中で事業者団体も入っているということです。ただし、本当は別の報告書が一本必要なくらいで、事業者団体が行う様々な役割というのは今後ますます大きくなって来るだろう。消費者団体もしかりですが、そういう意味では事業者団体の行う自主的な取組み、ADRなんかも含めてきちんと審議をして報告書を出せば、今、議論したようなところがまさに問題になってくるのだろうと思います。アメリカでも、従来は事業者団体が厳しい自主規制をやることに対して独禁法違反だということだったのが、最近少し風向きも変わってきたということを聞きます。

ここでその辺まできちんとした議論をして全体の合意を得るといのはちょっと時間がないのではないかと思います。こういうルールを事業者団体がつくる、それに違反したから、事業者団体としての処分をして、公表とか除名ということになるわけですが、恐らくルール自体が競争制限的かどうかということがまず大問題になるわけですが。競争制限的なルールをつくっておいて、それで違反したから公表するというのは、当然それは独禁法違反だということになりますし、そうではない、競争制限的ではないルール、景表法をよ

り具体化する、若干上乘せする公正競争規約の場合であれば、それ自身は独禁法上は問題がないということでしょうが、その次のステップとして、そういう場合に事業者団体が事業者名を公表する、しない、これは恐らく事業者団体の自主的な判断になってくるのだらうと思います。

そこで、そのような事業者団体が進める自主的な取組みに対して消費者団体も入っていくという形で、あるいはそれに一定の要望を出すというか、影響を与える形で事業者団体が違反に対する制裁をより厳しくするとか、実効性のあるようにするような働きかけをしていくということは、これからいろんなところであらわれてくるのではないかと思います。それが独禁法違反になるかどうかの議論は、ここでやるだけの材料と時間がないので、申し訳ありませんが、その点については、特にいいとも悪いとも触れないということで、この報告書としては扱わせていただきたいと思います。

それでは、様々なご意見いただきまして、恐らく皆さんそれぞれこの報告書の一部については、ご不満とかご異論があたりだと思っておりますが、賛成する部分と反対する部分の比率をあらわせば、恐らく賛成する部分の方が多いから、特に私は委員を辞任するとかというどこかの委員会のような話にはならないんだと思います。全体としてこういう方向でやっていきたいということで一致できたことは大変すばらしいことだらうと思います。それで、特に公表のところはもう少し厳しくというご意見もあったということは、この議事録にきちんと残りますけれども、全体としては「望ましい」、しかし消費者対応の部分は「必要である」という感じでまとめさせていただきたいと思います。文章のきちんと修文したものは、また後ほどお送りさせていただきたいと思います。

それでは、そういう扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

[松本委員長] どうもありがとうございます。

それで、この最終報告書につきましては、修文をいたしました後、皆様にもお送りいたしますとともに、12月17日に予定されております消費者政策部会で私から報告をし、その日に公表をしたいと思います。

では、最後に田口審議官から一言ご挨拶をお願いいたします。

[田口審議官] 一言ご挨拶申し上げます。本日は当委員会の最終報告に関しまして大変貴重なご意見をいただき、また基本的におとりまとめをいただきまして心より御礼申し上げます。

この委員会、昨年10月から、松本委員長をはじめといたしまして委員の皆様方には18

回にわたりまして大変熱心にご審議をいただきました。その間、企業のコンプライアンス経営に対する関心が大変高まっております、その意味で当委員会の検討は時代のニーズを先取りするものであったのではないかというふうに思っております。

本日おとりまとめいただきましたこの指針でございますが、多くの企業に参考にされ、また、事業者のコンプライアンス経営促進の一助になることを念願いたしております。内閣府といたしましては、自主行動基準の策定及び促進に向けまして、今後とも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方にも引き続きご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔 松本委員長 〕ありがとうございました。それでは、以上で自主行動基準検討委員会を終了させていただきます。1年2カ月、18回ということですから、1カ月に2回ぐらいやっていたこともあるわけで、本当に長期間、何回も熱心にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。